

平成 30 年 12 月 14 日

福岡北九州高速道路公社

料金收受業務の受託会社社員（料金收受員）による料金着服行為について

当公社の福岡高速道路料金收受業務を受託する会社の社員（料金收受員）が、不正行為を行ったことが判明しましたので、お知らせします。

記

1. 不正行為者

料金收受業務を受託する名古屋ハイウェイ(株)の社員（料金收受員、69歳）

2. 事案の概要

- ① 11月27日に例月の台数検査を公社で行ったところ、10月17日分について、料金所の通過台数と領収書の発券枚数に不自然な差を確認した。
- ② このため、公社が12月10日にかけて、料金所ブース内を撮影した画像データをチェックしたところ、着服と思われる行為を3回確認した。
- ③ 12月12日に名古屋ハイウェイ(株)が、本人に画像を見せて事情聴取を行ったところ、前記②の着服行為を認めた。

3. 被害額

現在判明しているのは、10月17日分の福岡高速道路粕屋料金所における3台分、1,860円である。

4. 公社の対応

- ① 名古屋ハイウェイ(株)に対し、追加調査及び不正防止策の策定とその徹底を指示する。
- ② 画像をもとに、不審事項がないかどうかについて調査する。
- ③ 他の收受会社へも不正防止について指導を行う。

公社は、このような事態を招いたことに対しまして、お客様をはじめ、関係者の皆様に対し深くお詫びするとともに、今回の事件を真摯に受け止め、指導・監督の強化を図ってまいります。